

漁港関係工事積算基準 の 改定・追加・訂正

適用年月日
(令和6年(2024年)10月1日以降積算基準日適用)

区 分	ページ	現 行	改 定	備 考							
第 1 部 漁港関係工 事積算基準 第 2 章 間接工事費 の施工歩掛	間接-11	(2) 保険料の算出 保険料＝〔保険金額×〔基本料率×回航距離係数〕〕÷1.10 (〔 〕は小数6位四捨五入、〔 〕は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) ①保険金額の算出 保険金額＝購入価格×平均残存価格率 (0.515) 注) 1. 購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める基礎価格とする。 2. 平均残存価格率＝0.97／2＋0.03＝0.515	(2) 保険料の算出 保険料＝〔保険金額×〔基本料率×回航距離係数〕〕÷1.10 (〔 〕は小数6位四捨五入、〔 〕は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) ①保険金額の算出 保険金額＝購入価格×平均残存価格率 (0.51 <u>Q</u>) 注) 1. 購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める基礎価格とする。 2. 平均残存価格率＝0.9 <u>8</u> ／2＋0.0 <u>2</u> ＝0.51 <u>Q</u>	率の訂正							
	1300-020 回航 2-3-4 回航保険料 の算出	間接-12 イ. 保険金額の算出 <table><tr><th>対象船舶等</th><th>保険金額</th></tr><tr><td>排 砂 管 設 備 等 を 指 定 し ない 場 合</td><td>購入価格×平均残存価格率 (0.515) 注) 1. 購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める 基礎価格とする。 2. 平均残存価格率＝0.97/2+0.03＝0.515</td></tr></table>	対象船舶等	保険金額	排 砂 管 設 備 等 を 指 定 し ない 場 合	購入価格×平均残存価格率 (0.515) 注) 1. 購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める 基礎価格とする。 2. 平均残存価格率＝0.97/2+0.03＝0.515	(2) 保険料の算出 ①排砂管設備 保険料＝〔保険金額×〔基本料率×回航距離係数〕〕÷1.10 (〔 〕は小数6位四捨五入、〔 〕は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) 回航保険料は、消費税の課税対象外である。 イ. 保険金額の算出 <table><tr><th>対象船舶等</th><th>保険金額</th></tr><tr><td>排 砂 管 設 備 等 を 指 定 し ない 場 合</td><td>購入価格×平均残存価格率 (0.51<u>Q</u>) 注) 1. 購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める 基礎価格とする。 2. 平均残存価格率＝0.9<u>8</u>/2+0.0<u>2</u>＝0.51<u>Q</u></td></tr></table>	対象船舶等	保険金額	排 砂 管 設 備 等 を 指 定 し ない 場 合	購入価格×平均残存価格率 (0.51 <u>Q</u>) 注) 1. 購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める 基礎価格とする。 2. 平均残存価格率＝0.9 <u>8</u> /2+0.0 <u>2</u> ＝0.51 <u>Q</u>
対象船舶等	保険金額										
排 砂 管 設 備 等 を 指 定 し ない 場 合	購入価格×平均残存価格率 (0.515) 注) 1. 購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める 基礎価格とする。 2. 平均残存価格率＝0.97/2+0.03＝0.515										
対象船舶等	保険金額										
排 砂 管 設 備 等 を 指 定 し ない 場 合	購入価格×平均残存価格率 (0.51 <u>Q</u>) 注) 1. 購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める 基礎価格とする。 2. 平均残存価格率＝0.9 <u>8</u> /2+0.0 <u>2</u> ＝0.51 <u>Q</u>										
第 2 部 漁港関係工 事積算基準 標準歩掛 第 2 章 工事費の積算 1 節 直接工事費 2. 一般事項 2－6 拘束費	積-5	2－6 拘束費 2－6－1 拘束費計上の対象 工事の施工に際し、作業の種類や現場条件に応じて拘束が発生する場合は、拘束費を計上する。 ここでいう拘束とは、作業船舶・機械の主目的作業の前後および途中で副次的に発生する付帯作業、または発注者・請負者双方の責によらず発生する待機状態をいい、主目的の施工歩掛の代価表の雨休率、供用日数（「2－5－1 船舶の供用日数」参照）および回航・えい航中の供用日数に含まれない状態をいう。 1) 付帯作業による拘束費 以下の主作業船とそれに付属する作業船・機械については、拘束費を計上する。 なお、詳細については、「第3章 直接工事費の施工歩掛」による。 ・ポンプ浚渫船 ・グラブ浚渫船 ・バックホウ浚渫船 ・バージアンローダ船 ・サンドコンパクション船 ・コンクリートミキサー船 ・杭打船 ・深層混合処理船 ・その他、上記に準ずる作業船 2) 現場条件による拘束 受発注者双方の責によらず、作業船または分解組立運搬を要する重建設機械（陸上機械を含む）の待機状態が発生する場合は、現場条件に応じて必要な拘束費を計上する。なお、費用算出は積算上の作業機種および工期によるものとする。拘束費計上の対象となる現場条件の例を以下に示す。 ① 施工現場への出入り時期の制限に伴う拘束 ② 潮位変化に伴う拘束 ③ 継続施工ができない場合に発生する拘束 ④ その他、上記に準ずる場合	2－6 拘束費 2－6－1 拘束費計上の対象 工事の施工に際し、作業の種類や現場条件に応じて拘束が発生する場合は、拘束費を計上する。 ここでいう拘束とは、作業船舶・機械の主目的作業の前後および途中で副次的に発生する付帯作業、または発注者・請負者双方の責によらず発生する待機状態をいい、主目的の施工歩掛の代価表の雨休率、供用日数（「2－5－1 船舶の供用日数」参照）および回航・えい航中の供用日数に含まれない状態をいう。 1) 付帯作業による拘束費 以下の主作業船とそれに付属する作業船・機械については、拘束費を計上する。 なお、詳細については、「第3章 直接工事費の施工歩掛」による。 ・ポンプ浚渫船 ・グラブ浚渫船 ・バックホウ浚渫船 ・バージアンローダ船 ・サンドコンパクション船 ・コンクリートミキサー船 ・杭打船 ・深層混合処理船 ・その他、上記に準ずる作業船 2) 現場条件による拘束 受発注者双方の責によらず、作業船または分解組立運搬を要する <u>陸上クレーン</u> の待機状態が発生する場合は、現場条件に応じて必要な拘束費を計上する。なお、費用算出は積算上の作業機種および工期によるものとする。拘束費計上の対象となる現場条件の例を以下に示す。 ① 施工現場への出入り時期の制限に伴う拘束 ② 潮位変化に伴う拘束 ③ 継続施工ができない場合に発生する拘束 ④ その他、上記に準ずる場合	語句の訂正							

(2) 回航保険の種類

作業船等を回航する場合は、回航保険料として普通期間保険の割増保険料または航海保険料を積算する。

なお、作業船の普通期間保険は「**損料**」に含む。

① 回航保険料の種類と保険料を積算する条件

回航保険の種類	積算条件
普通期間割増保険料	作業船を航路定限（一定水区域内または一定作業場所を起点に水路25浬の範囲内）の範囲を超えて回航する場合
航海保険料	①排砂管設備を回航する場合 ②国有の船舶および機械器具を回航する場合

なお、次の場合は回航保険料を計上しないものとする。

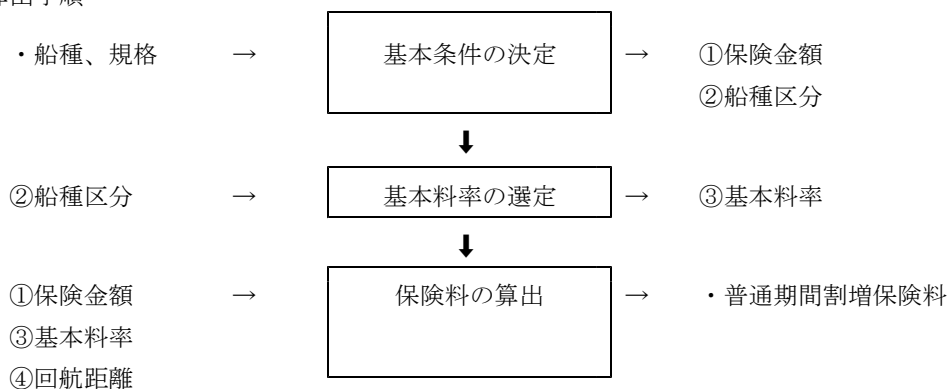
イ．保険金額が100万円未満の場合

ロ．回航用引船

ハ．100総トン以上の自力航行の普通船形船（ただし、道有船舶および自力航行の箱形船を除く）

2) 普通期間割増保険料

(1) 算出手順



(2) 保険料の算出

$$\text{保険料} = [\text{保険金額} \times \{\text{基本料率} \times \text{回航距離係数}\}] \div 1.10$$

（{ } は小数6位四捨五入、[] は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て）

① 保険金額の算出

$$\text{保険金額} = \text{購入価格} \times \text{平均残存価格率} (0.510)$$

注) 1. 購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める基礎価格とする。

$$2. \text{平均残存価格率} = 0.98 / 2 + 0.02 = 0.510$$

② 基本料率

船種区分	基本料率	摘要
主作業船	0.000009	
付属作業船	0.000023	
自航作業船	0.000014	

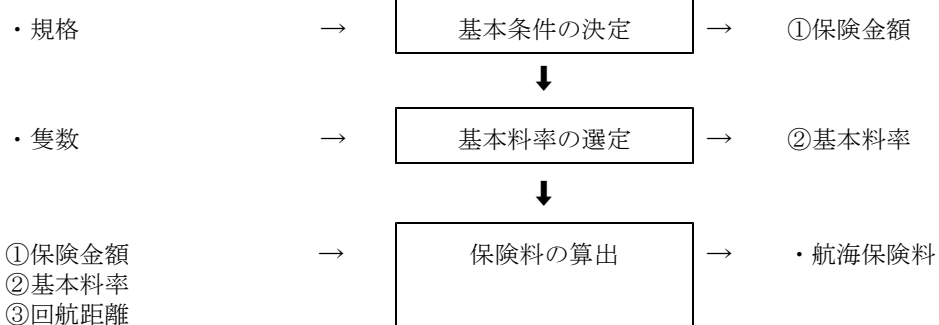
③ 回航距離係数

船種区分	回航距離係数	摘要
主作業船	$K^{0.7950}$	K：回航距離（浬）
付属作業船	$K^{0.4017}$	
自航作業船	$K^{0.7468}$	

3) 航海保険料

(1) 算出手順

[排砂管設備の場合]



(2) 保険料の算出

①排砂管設備

$$\text{保険料} = [\text{保険金額} \times \{\text{基本料率} \times \text{回航距離係数}\}] \div 1.10$$

({ } は小数 6 位四捨五入、[] は小数 1 位切捨て、全体は小数 1 位切捨て)

注) 回航保険料は、消費税の課税対象外である。

イ. 保険金額の算出

対象船舶等	保険金額
排砂管設備等を指定しない場合	購入価格×平均残存価格率 (0.510) 注) 1. 購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める基礎価格とする。 2. 平均残存価格率=0.98/2+0.02=0.510

ロ. 基本料率

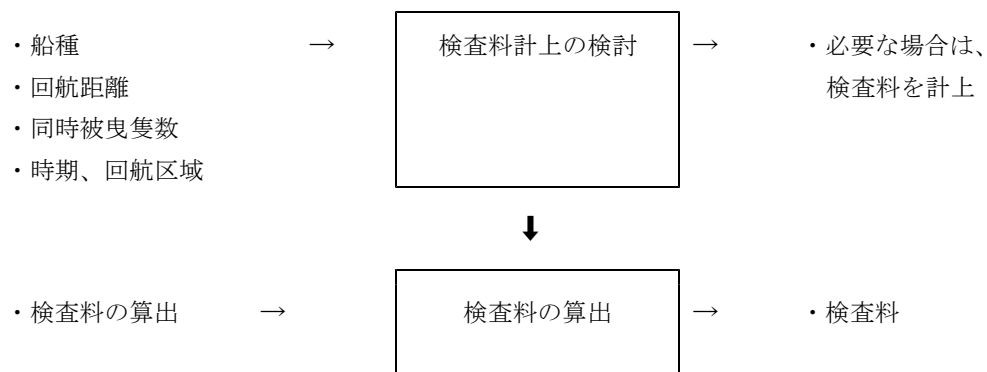
品名	基本料率	摘要
排砂管設備	0.00016	

ハ. 回航距離係数

品名	回航距離係数	摘要
排砂管設備	K ^{0.6912}	K : 回航距離 (浬)

2 - 3 - 5 検査料の算出

1) 算出手順



2 - 6 拘束費

2 - 6 - 1 拘束費計上の対象

工事の施工に際し、作業の種類や現場条件に応じて拘束が発生する場合は、拘束費を計上する。

ここでいう拘束とは、作業船舶・機械の主目的作業の前後および途中で副次的に発生する付帯作業、または発注者・請負者双方の責によらず発生する待機状態をいい、主目的の施工歩掛の代価表の雨休率、供用日数（「2 - 5 - 1 船舶の供用日数」参照）および回航・えい航中の供用日数に含まれない状態をいう。

1) 付帯作業による拘束費

以下の主作業船とそれに付属する作業船・機械については、拘束費を計上する。

なお、詳細については、「第3章 直接工事費の施工歩掛」による。

- ・ポンプ浚渫船 ・グラブ浚渫船 ・バックホウ浚渫船 ・バージアンローダ船
- ・サンドコンパクション船 ・コンクリートミキサー船 ・杭打船 ・深層混合処理船
- ・その他、上記に準ずる作業船

2) 現場条件による拘束

受発注者双方の責によらず、作業船または分解組立運搬を要する陸上クレーンの待機状態が発生する場合は、現場条件に応じて必要な拘束費を計上する。なお、費用算出は積算上の作業機種および工期によるものとする。

拘束費計上の対象となる現場条件の例を以下に示す。

- ① 施工現場への出入り時期の制限に伴う拘束
- ② 潮位変化に伴う拘束
- ③ 継続施工ができない場合に発生する拘束
- ④ その他、上記に準ずる場合

2 - 6 - 2 拘束費の計上方法

1) 計上費目

拘束費は、直接工事費に計上する。

2) 対象期間

「第3章 直接工事費の施工歩掛」に定めのある場合は、その期間を拘束費計上の対象とする。

「2 - 6 - 1 拘束費計上の対象 2) 現場条件による拘束」の場合、拘束費計上対象期間は現場条件に応じて適正に定めるものとする。

主目的の施工歩掛に計上された数量については、拘束期間から控除すること。

単位・数位は、数量算出要領および実勢取引等を勘案して適正に定める。

3) 対象経費

「第3章 直接工事費の施工歩掛」に定めのある場合は、その経費を拘束費計上の対象とする。

定めのない場合の拘束費の計上対象経費は、原則として対象となる作業船・機械の供用損料・賃料、および作業船に係る労務費とする。

拘束費算出に当たっては、工期全体における長期割引等を考慮すること。

2 - 7 工期の設定

工期の設定に当たっては、「工期設定要領（北海道建設部）」によることとする。